

1 事業の目的

交野市地域子育て支援拠点事業（以下「本事業」という。）は、家庭や地域における子育て機能の低下や子育て中の親の孤独感や不安感の増大等に対応するため、乳児又は幼児及びその保護者（以下「親子」という。）が相互の交流を行う場所の提供、子育てに関する情報の収集及び提供、子育てに対する相談及び援助等を行うことで、子育ての不安感等を緩和し、子どもの健やかな育ちを支援することを目的とする。

2 事業の実施

（１）本事業は、「地域子育て支援拠点事業の実施について」（令和６年３月３０日付こ成環第１１３号こども家庭庁成育局通知）に定める、地域子育て支援点事業実施要綱（以下「国要綱」という）に定めるところにより、関係法令を遵守し実施するものとする。

なお、本市においては、重層的支援体制整備事業（社会福祉法第１０６条の４）の一環として、同事業実施要綱に基づき一体的に実施するものとする。

（２）本事業を実施する者（以下「事業者」という。）は、次に掲げる諸帳簿等を常に備え付け、本事業に関する事項を記録するとともに、必要に応じ、当該記録した事項を市に報告するものとする。なお、当該諸帳簿については、契約期間満了後５年間保存すること。

ア 事業計画書及び職員配置計画書

イ 本事業の実績に関する記録及び統計を記載した書類

ウ 業務日誌及びその他利用関係書類

エ その他事業の実施において必要と認められる書類

（３）事業者は、本事業の実施について、パンフレット、チラシ、ホームページ等の媒体を活用し、利用者に広報、周知するものとする。

（４）市と協議のうえ、委託料により購入した備品（購入金額１０,０００円以上のものに限る。）の所有権は市に帰属するものとする。

（５）事業者は、業務の引き継ぎ等準備業務について、本事業を開始するまでの期間には、現行の事業者からの業務引き継ぎ等、本事業開始に必要な準備業務を行うものとする。

なお、準備業務にかかる人件費等の経費は、事業者の負担とする。

- (6) 事業者は、運営期間が満了した場合又は運営の停止を命じられた場合など、業務を他の事業者を引き継ぐ必要があるときは、円滑な引き継ぎに協力するものとする。
- (7) 事業者は、仕様書に明記がない場合であっても、本事業の目的に照らし必要と認められる事項について、市と協議のうえ、誠実に履行するものとする。
- (8) 事業者は、本事業の実施にあたり、必要に応じ市と協議することができる。

3 事業の内容

(1) 開設日及び開設時間

毎週火曜日から土曜日（祝日及び第1児童センターの休館日を除く）までの、午前9時30分から午後5時を原則とし、1日7時間以上開設すること。

(2) 職員の配置

職員については、親子の支援に関して意欲のある者であって、子育て知識と経験を有する専任の者を常時2名以上配置することとし、そのうち1名については常勤とする。

※常勤とは週35.0時間以上勤務する者をいう。

(3) 事業の利用料

本事業において、入場料や利用料は無料とする。ただし、講習会の材料費等利用者において負担することが適当と認められる最低限の実費については、徴収して差し支えないものとする。

(4) 本事業に必要な補償保険の加入

事業の実施にあたり活動中に生じた事故等に対応するため、補償保険（賠償責任保険、傷害保険）、その他事業者が必要と認める保険に加入すること。

なお、傷害保険の補償額については、下表の補償基準額を下限とする。

保険の種類	補償基準額
死亡保険金	500万円
後遺障害保険金	15万円～500万円
入院補償金（1日あたり）	3,000円
通院補償金（1日あたり）	2,000円

- (5) 本事業の実施において、市ならびに子育て支援関係機関・団体等と連携を密にすること。
- (6) 事業者は施設の近隣に利用者の駐車場を市と協議の上、2台以上確保すること。

4 事業の実施要件

- (1) 省エネルギーや省資源等の環境へ配慮すること。
- (2) 本事業が継続的に運営できるよう十分な体制を整備すること。
- (3) 緊急時（事故・けが・事業の運休など）の対応を行うこと。
- (4) 本事業を安全に行うため、事故防止などの安全管理を徹底し、安全計画策定及び事故発生時の連絡体制等についての安全計画マニュアルを作成すること。
- (5) 日頃から清掃や衛生管理を心掛けるとともに、感染症予防のためにもその管理を徹底すること。

5 情報の取扱いに関する事項

本事業の実施にあたっては、個人情報保護法に基づき、適正な個人情報の取り扱いを行うこと。また、本事業に関する記録の管理及び保管並びにホームページ等による情報の発信についても、十分留意しなければならない。

6 実績報告

- (1) 事業者は、各月に実施した本事業について、次に掲げる事項を記載した事業実績報告書を、その翌月の15日までに、市に提出しなければならない。
 - ア 施設開放による利用の状況
 - イ 子育て等に関する相談及び援助の実施の状況
 - ウ 地域の子育てに関連する情報の提供の状況
 - エ 子育て及び子育てに対する支援に関する講習等の実施の状況
- (2) 事業者は、各年度の終了後、本事業の実施に関して完了の報告をしなければならない。

この場合において、当該完了報告には、実績報告書のほか、収支報告を含むものとする。